幼児教育・保育の無償化のご案内

幼児教育・保育の無償化 ―実施の背景―

2019年5月に「子ども・子育て支援法」が改正され、2019年10月から３歳児クラスから小学校入学前までと、２歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。

幼児教育・保育の無償化は、急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

このパンフレットでは、幼児教育・保育の無償化の内容をまとめていますので、無償化による変更点や、無償化の対象となるために必要な手続の確認などにお役立てください。

伊　丹　市

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

1 保育料（利用料）の無償化の範囲

利用施設・サービスが無償化の対象かどうかをチェックしましょう

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下のとおりです。

子どもの年齢			3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校就学前		0～2歳児クラス（満3歳児クラス※2） ※出生から3歳になって最初の3月31日まで			
保育の必要性			あり	なし	あり		なし	
住民税課税状況			—	—	非課税世帯	課税世帯	—	
利用施設・サービスの種類	❶	認定こども園（保育所利用）※1、保育所、地域型保育	無償	利用不可	無償	無償化の対象外	利用不可	P4へ
	❷	認定こども園（幼稚園利用）、公私立幼稚園（新制度） Ⓐ	無償		無償※2			P5へ
	❷	認定こども園（幼稚園利用）、公私立幼稚園（新制度）の預かり保育	11,300円/月まで無償	無償化の対象外	16,300円/月まで無償※2	無償化の対象外		P5へ
	❸	私立幼稚園（私学助成）等 Ⓑ	25,700円/月まで無償		25,700円/月まで無償※2			P6へ
	❸	私立幼稚園（私学助成）等の預かり保育	11,300円/月まで無償	無償化の対象外	16,300円/月まで無償※2	無償化の対象外		P6へ
	❹	認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター	合計37,000円/月まで無償		合計42,000円/月まで無償	無償化の対象外		P8へ

■伊丹市内の認定こども園・幼稚園（令和2年7月1日現在）

Ⓐ認定こども園 公私立幼稚園（新制度※3）	Ⓑ私立幼稚園（私学助成）
公立認定こども園・幼稚園	二葉幼稚園
王たるキリスト幼稚園	月影幼稚園
西伊丹保育園	ロザリオ幼稚園
いずみ幼稚園	西伊丹幼稚園
白ゆり幼稚園	美鈴月影幼稚園
伊丹ひまわりこども園	野間幼稚園

※1 企業主導型保育施設は、保育所等と同様に無償化が図られます。

※2 3歳になった日以降、3歳児クラスより前に認定こども園（幼稚園利用）又は幼稚園に入園する「満３歳児クラス」は、無償化の対象となります。

● 3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも、無償化されます。（保育所や幼稚園などに在園している場合は、両方とも無償）

無償化対象施設はこちら

※3 新制度の園は、子ども・子育て支援新制度に移行した園です。

Q&A

Q1 保育の必要性の認定は、どちらかが働いていれば受けられますか？

A1 子どもの父母ともに認定事由が必要です。

Q2 保育の必要性の認定は、一度認められれば卒園まで継続しますか？

A2 毎年保育の必要性を確認します（状況に変化がない場合も、現況届の提出が必要です）。また、有効期間は認定事由の必要な範囲となります。

Q3 来年から働く予定ですがどうすればよいですか？

A3 保育の必要性の認定は、入所時点で対象とならない場合でも、今後必要になれば申請ができます。

2 給付認定について

無償化の対象となるために必要な認定をチェックし、漏れなく手続をしましょう

無償化による給付を受けるためには給付認定が必要です。

すでに認定こども園や保育所を利用している場合は、現1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続は不要です。

Ⓑ幼稚園を利用している方、ⒶⒷの利用者で預かり保育の利用を希望する方、認可外保育施設などを利用している方は、無償化による給付を受けるためには、利用開始月の前月20日までに新1～3号認定（施設等利用給付認定）の手続をする必要があります。

必要書類はこちら

■現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設・サービス
現1号	満3歳以上	なし	認定こども園（幼稚園利用） 幼稚園（新制度）
現2号※1	満3歳以上	あり	認定こども園（保育所利用） 保育所
現3号※1	満3歳未満	あり	認定こども園（保育所利用） 保育所 地域型保育事業所

※1 企業主導型保育施設の利用者は、現2号又は現3号認定を受けるための手続が必要となる場合がありますので、利用施設に確認してください。

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設・サービス
新1号	満3～5歳児クラス	なし	私立幼稚園（私学助成） 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
新2号	3～5歳児クラス	あり	●認定こども園（幼稚園利用） 幼稚園 ＋ 預かり保育 ●認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターなど
新3号	0～2歳児クラス（満3歳児クラス）かつ住民税非課税世帯	あり	

※表中の現○号、新○号の表記は、区分を明確にするため便宜上つけた名称です。

3 保育の必要性の事由

保育の必要性ありで認定を受けたい方は、「保育の必要性の事由」に該当するかチェックしましょう

「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

事由	保護者の状況	認定期間
就労・就学	月64時間（週16時間）以上の就労（就学）をしている場合 ※夜間就労（保育施設の開所時間外）も可	就労：子どもの小学校就学前まで 就学：卒業（修了）予定日の属する月の月末まで
妊娠・出産	母の出産予定日前8週間（多胎の場合は10週間）又は産後8週間以内の場合	予定日の8週（多胎児は10週）前の日の属する月の1日から産後8週間を経過する日の翌日の属する月末日まで
疾病・障がい	保護者の疾病や心身の障がいにより子どもの保育ができない場合	子どもの小学校就学前まで又は診断書記載の療養期間満了日まで
親族の介護	親族を常時介護・看護していることにより子どもの保育ができない場合	子どもの小学校就学前まで又は介護・看護・付添が不要となるまで
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたっているため子どもの保育ができない場合	災害復旧にあたらなくなるまで
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月間
虐待やDV	公的書類の提出が必要	必要な期間

Q4 認定申請を忘れていました。遡って、認定を受けられますか？

A4 施設等利用給付認定の認定開始日は、原則として月の初日となり、遡及できません。認定の有効期間以外は、無償化となりません。

Q5 同じ幼稚園に通ったまま、他市町村に引っ越しますが、保育料（利用料）は無償となりますか？

A5 施設等利用給付認定は、保護者の居住地の市町村が行います。引越し先の市町村にお申し出ください。

1 認定こども園（保育所利用）、保育所等を利用されている方（現2・3号認定）

施設を利用するには、「保育の必要性の事由」に該当し、現２・３号認定（教育・保育給付認定）が必要です。（3ページ2参照）

1 保育料の無償化

３～5歳児クラスの保育料が無償です。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは保護者の負担となります。

子どもの年齢	保育料
３～5歳児クラス	無償
０～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合	無償
０～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合	無償化対象外 ※1

※1　多子世帯、ひとり親世帯等は、保育料負担軽減があります。
●企業主導型保育施設は、同様に無償化が図られます。手続など詳しくは、利用施設にお問い合わせください。

【無償化給付の受け方】　現物給付（市が直接施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）

2 給食費について

３～5歳児クラスの給食費は無償化の対象にはならないため、直接保育所などにお支払いいただくことになります。

	３～5歳児クラス	０～2歳児クラス
主食費（ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担 又は主食持参	保育料として保護者負担
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	給食費として保護者負担※1	

※1　年収360万円未満相当の世帯及び第３子以降※2は、副食費が免除されます。
※2　小学校就学前の幼稚園・保育所等に在籍する子どものみカウントします。

2 認定こども園（幼稚園利用）、幼稚園（新制度）を利用されている方（現1号認定）

施設を利用するには、現1号認定（教育・保育給付認定）が必要です。（3ページ2参照）

1 保育料の無償化

満3～5歳児クラスの保育料が無償です。なお、預かり保育料、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは、保護者の負担となります。

子どもの年齢	保育料
満３～５歳児クラス	無償

【無償化給付の受け方】
現物給付（市が直接施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）

2 預かり保育料の無償化

市から「保育の必要性の事由」に該当し、新２・３号認定（施設等利用給付認定）を受けた場合には、預かり保育料について11,300円／月（満３歳児クラスの新３号認定の場合※1は16,300円／月）まで無償になります。（無償化される上限額は450円×利用日数です）

▶対象になるには

現1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類（3ページ2参照）を準備し、申請してください。

▶一定基準の預かり保育※2が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円／月（上記※1は16,300円／月）です。

■償還払いの手続（イメージ）

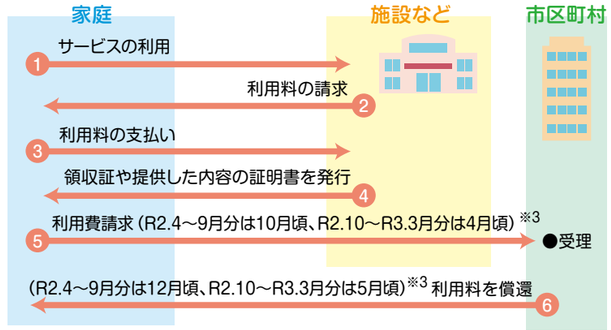

※3　6ヶ月分まとめて一括請求していただく予定です。請求方法等は広報紙、HPなどでご案内いたします。（請求頻度は変更となることがあります。）

※2　預かり保育を含めた平日の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満

【無償化給付の受け方】
❶ 伊丹市立認定こども園・幼稚園：現物給付（市が直接施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）
❷ ❶以外：償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から請求手続を行い、払戻しを受ける）

3 給食費について

これまでどおり園にお支払いいただきます。

主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担※1 又は弁当持参
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	

※1　年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降※2は、副食費が免除されます。
※2　小学校3年生までの子ども（就学前は幼稚園・保育所等に在籍する子ども）でカウントします。

3 私立幼稚園（私学助成）等を利用されている方（新1～3号認定）

認定こども園（幼稚園利用）や幼稚園（新制度）を利用されている方は、5ページをご覧ください。

1 保育料の無償化

満3～5歳児クラスの保育料（入園料含む）が25,700円／月まで無償になります。預かり保育料、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは保護者の負担となります。

子どもの年齢・認定区分	保育料（入園料含む）	
満3～5歳児クラス 新1号認定	25,700円／月※1 まで無償	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス 新2号認定		預かり保育料は11,300円／月 まで無償
満3歳児クラス 新3号認定		預かり保育料は16,300円／月 まで無償

※1　国立大学附属幼稚園は8,700円／月、特別支援学校幼稚部は400円／月。

【無償化給付の受け方】　現物給付（市が直接施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）

2 無償化による給付を受けるための認定

幼稚園等を利用している方が無償化による給付を受けるためには、新1～3号認定（施設等利用給付認定）のいずれかを受ける必要があります。（3ページ2参照）

対象者	認定区分
預かり保育の利用を希望しない方（下記新2･3号認定の対象にならない場合を含む）	新1号
3（年少）～5（年長）歳児クラスで保育の必要性がある方（預かり保育の無償化を希望する方）	新2号
満3歳児クラス（3歳になった日から最初の3月31日まで）で保育の必要性がある方のうち、住民税非課税世帯である方（預かり保育の無償化を希望する方）	新3号

3 預かり保育料の無償化

市から「保育の必要性の事由」に該当し、新2･3号認定（施設等利用給付認定）を受けた場合には、預かり保育料について11,300円／月（満3歳児クラスの新3号認定の場合※1は16,300円／月）まで無償（償還払い）になります。（無償化される上限額は450円×利用日数です）

▶対象になるには

2のとおり、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類（3ページ2参照）を準備し、申請してください。

▶一定基準の預かり保育※2が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円／月（上記※1は16,300円／月）です。

※2　預かり保育を含めた平日の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満

【無償化給付の受け方】　償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から請求手続を行い、払戻しを受ける）
償還払いの手続（イメージ）は5ページをご覧ください

■預かり保育の算定例（月ごとに計算）

❶保育料／月	❷利用日数	❸上限額	❹給付額	❺実質負担額
6,000円	15日	6,750円 （450円×❷15日）	6,000円 （❶・❸・11,300円※3 のうち、一番小さい額）	0円 （❶－❹）

■上記預かり保育に加えて、認可外保育施設も利用した場合

1保育料／月	2利用日数	3上限額	4給付額	5実質負担額
15,000円	5日	5,300円 （11,300円※3－❹）	5,300円 （1と3の小さい方）	9,700円 （1－4）

※3　無償化限度額（満3歳児クラスの新3号認定の場合は、16,300円）

給付額合計	実質負担額
11,300円	9,700円

4 給食費について

これまでどおり園にお支払いいただきます。

主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担※1
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	

給食費の補助についてはこちら

※1　年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降※2は、副食費が無償になります（償還払い）。年度ごとに手続が必要です。
※2　小学校3年生までの子ども（就学前は幼稚園・保育所等に在籍する子ども）でカウントします。

■幼稚園の保育料無償化のイメージ（月額）

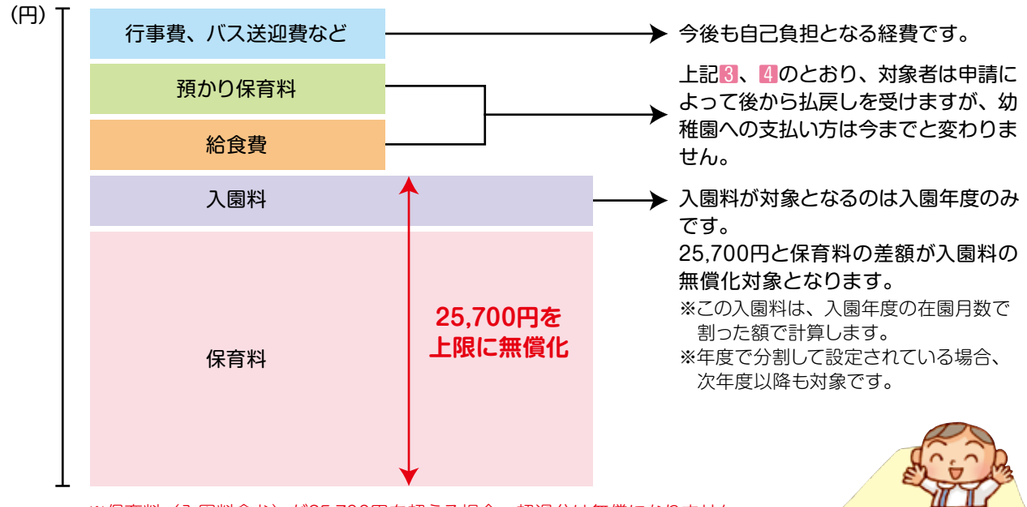

※保育料（入園料含む）が25,700円を超える場合、超過分は無償になりません。

■入園料の算定例

①保育料（入園料含む）／月	②上限額	③給付額	④実質負担額
30,000円 （保育料25,000円+入園料5,000円※1）	25,700円	25,700円 （①と②の小さい方）	4,300円 （①－③）

※1　4月入園、入園料60,000円の場合：60,000円÷12か月（入園初年度の在籍月数）

4 認可外保育施設等を利用されている方

施設に入園していない在宅児童なども含みます。
認定こども園や認可保育所等を利用できていない方が対象となります。

1 保育料（利用料）の無償化

今まで保育料（利用料）が助成されていなかった認可外保育施設なども、無償化されます。

無償化の対象となるには、市から「保育の必要性の事由」に該当し、新2･3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります（3ページ2参照）。なお、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは保護者の負担となります。

施設から案内がない場合は、保護者自身が市に対して手続をしてください。

子どもの年齢	保育料（利用料）	認定区分
3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	合計37,000円／月 まで無償	新2号
0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども かつ住民税非課税世帯	合計42,000円／月 まで無償	新3号

▶対象となる施設・サービス

認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。ただし、無償化の対象施設として市の確認を受けている必要があります。

※従業員向けの託児所も認可外保育施設となります。詳しくは利用している施設にお問い合わせください。

2 無償化による給付の受け方（償還払い）

施設から領収証や提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者が施設又は市に、請求書に施設から受領した領収証や提供した内容の証明書を添付して提出し、保育料（利用料）の償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から請求手続を行い、払戻しを受ける）を受けます。償還払いの手続（イメージ）は5ページをご覧ください。

複数のサービスを利用している場合、月ごとに全ての保育料（利用料）をまとめて請求してください。

お問い合わせ先

伊丹市教育委員会事務局　教育保育課

☎　072-784-8035

〒664-8503　伊丹市千僧1丁目1番地（市役所4階）

この印刷物は10,000部作成し、印刷経費は1部あたり55円です

2こ403-2-031A4

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

VEGETABLE OIL INK

禁無断転載©東京法規出版
HE380180－1663336